

管理員番号通知・管理員講習会修了証に関するQ&Aについて

Q&A

財団法人高速道路調査会

Q1 管理員番号通知書は、どのように取扱うのですか？

A1 この通知書は、管理員として認定されている方に管理員番号を把握していただくためのものです。

なお、NEXCOの管理員として配置される場合などで、この通知書が必要となる場合がありますので、大切に保管していただくようお願いいたします。

Q2 管理員番号通知書に記載されている会社名と現在所属する会社が異なりますが訂正して頂けますか？

A2 記載事項につきましては、発行時点での会社名を記載しておりますので、その後の変更につきましては訂正いたしません。

ただし、氏名、生年月日等基本的事項に間違いがある場合は、当高速道路調査会にご相談ください。

なお、NEXCOの管理員として配置されるときは、現在所属する会社を確認できる証明書(写し)の提出を求められる場合がありますので、詳細は配置される業務の発注機関にお問い合わせください。

Q3 無所属なのですが、管理員番号通知書はどのようにしたら、入手できますか？

A3 管理員資格が有効な方は、当高速道路調査会にて発行いたしますので、無所属等管理員番号通知書発行依頼様式に必要事項を記入し、免許証・旅券(パスポート)・保険者証など身分を証明できる書類の写しを添付し、簡易書留用の郵便切手を貼ったご自身の住所、氏名を記入した返信用封筒を同封し、当高速道路調査会宛に送付してください。なお、依頼書を受付けてから発行まで約10日程度を要しますので、ご了承ください。

⇒ 無所属等管理員番号発行依頼書様式へ

Q4 有効な管理員資格について教えてください。

A4 平成23年度の時点で管理員資格が有効な方は ①平成17年以前に(上位格の資格を含む)管理員資格を取得し、平成22年度までに管理員更新講習を受講された方、②平成18年以降に(上位格の資格を含む)管理員資格を取得された方となります。詳細はNEXCO各社にお問い合わせください。

Q5 管理員番号通知書および平成 21 年度・平成 22 年度の管理員講習会修了証を無くしてしまったのですが、再発行してもらえますか？

A5 再発行手続きに対する問合せが寄せられているため、平成 22 年 4 月 1 日より 5 年間に限り、管理員番号通知書および平成 21 年度・平成 22 年度の管理員講習会修了証をなくした方に対して再発行手続きを行うことといたしました。再発行を希望される方は、別紙再発行依頼書を作成のうえ、再発行手数料(¥2,000 円)を添付し、現金書留にて当高速道路調査会に送付してください。切手、印紙による納付は受け付けません。また、現金書留以外の送金によるトラブルは、当高速道路調査会で責任を負いかねますのでよろしくお願いいたします。なお、依頼書を受付けてから発行まで約 10 日程度を要しますので、ご了承ください。

⇒ 管理員番号再発行依頼書様式へ

Q6 管理員カードを発行してもらいたいのですが？

A6 管理員カードは廃止いたしましたので発行はできません。

このQ&Aに関する問合せ先：

(財)高速道路調査会 事業部 共創事業課

03-6436-2080